

○津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(令和5年3月22日津軽広域連合議会告示第1号)

改正 令和7年2月19日議会告示第1号
令和8年8月28日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定

する組合員等記号・番号等

- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われ

たこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報

を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
(開示請求に対する決定通知等)

第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第3号)
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 条例第25条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示決定等期限延長通知書(様式第5号)により行うものとする。
- 4 条例第26条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示決定等期限特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。
(第三者意見照会書等)

第13条 条例第27条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報開示決定等に係る意見書(様式第8号)とする。
- 3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

- 6 条例第27条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る通知書(様式第9号)により行うものとする。
(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 複写したものの交付
- 2 条例第28条第1項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。
- 3 電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的

記録を複写したもの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、議長が条例第24条第1項に規定する通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(開示の実施の方法等の申出)

第15条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。
(保有個人情報訂正請求書)

第16条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第10号）とする。
(訂正請求に対する決定通知等)

第17条 条例第34条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第11号）
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書（様式第12号）

2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第35条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正決定等期限延長通知書（様式第14号）により行うものとする。

4 条例第36条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正決定等期限特例延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 条例第37条の規定による通知は、提供している保有個人情報に係る訂正実施通知書（様式第16号）とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 条例第39条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）とする。

(利用停止請求に対する決定通知等)

第20条 条例第41条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 18 号）
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書（様式第 19 号）
- 2 条例第 41 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第 20 号）により行うものとする。
- 3 条例第 42 条第 2 項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等期間延長通知書（様式第 21 号）により行うものとする。
- 4 条例第 43 条第 1 項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第 22 号）により行うものとする。
（審査会諮問通知書）
- 第 21 条** 条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第 23 号）により行うものとする。
（条例の施行の状況の公表）
- 第 22 条** 条例第 50 条の規定による条例の施行の状況の公表は、毎年度 6 月 30 日までに、前年度における条例の施行の状況を告示して行うものとする。
- 2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
 - (2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
 - (3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
 - (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
 - (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
 - (6) その他必要と認める事項

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（津軽広域連合議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 津軽広域連合議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 20 年津軽広域連合議会告示第 2 号）は、廃止する。

附 則（令和 7 年 2 月 19 日議会告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附 則（令和８年８月２８日議会告示第１号）
この規程は、告示の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報開示請求書

津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報 （請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）		
求める開示の実施の方法		☐ 1 閲覧又は視聴 ☐ 2 写しの交付 ☐ 3 1及び2
写しの送付以外での開示を求める場合	実施希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※期間の最終日は、開示請求書の提出をした日の翌日（郵送による請求の場合は投函日から4日後）から起算して15日以上空けてください。
	実施場所	

備考

- 1 該当する□内に Δ 印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容		
開示請求に係る保有個 人情報として特定した 保有個人情報の内容		
開示する保有個人情報 の 利 用 目 的		
保有個人情報の開示の 実 施 の 方 法 等	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できます。実際の方法は	
	方法	
	日時	
	場所	
	です。なお、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは別の方法等による開示の実施としたい場合にあっては、以下の方法等を選択することができますので、本通知があった日から 3 0 日以内に同封した申出書により申し出てください。	
	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおりですので、以下の方法等から都合の良いものを選択し、本通知があった日から 3 0 日以内に同封した申出書により申し出てください。 (希望された方法等による開示が実施できない理由)	
	方 法	☐ 1 (場所) における閲覧又は視聴 ☐ 2 (場所) における写しの交付 ☐ 3 写しの送付(準備に要する日数__日、送付に要する費用____円)
	日 時	令和 年 月 日～令和 年 月 日 : ~ : (津軽広域連合の休日及び 1 2 : 0 0 ～ 1 2 : 4 5 を除く。)

	場 所	
--	-----	--

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ下記の担当へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(担当)

様式第3号（第12条第1項関係）

（指令番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報部分開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第24条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人 情報として特定した 保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の 利用目的	
開示しない部分	
開示しない理由	津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第20条第1 項 第 号該当
開示しない部分を開示 することができる期日 及び 範囲	令和 年 月 日（当該部分の開示を望むときは、記載さ れている期日以降に改めて請求してください。） （範囲）
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

保有個人情報の開示の 実 施 の 方 法 等	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できます。実際の方法は	
	方法	
	日時	
	場所	
	です。なお、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは別の方法等による開示の実施としたい場合にあっては、以下の方法等を選択することができますので、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。 ☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおりですので、以下の方法等から都合の良いものを選択し、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。 (希望された方法等による開示が実施できない理由)	
方 法	☐ 1 (場所) における閲覧又は視聴 ☐ 2 (場所) における写しの交付 ☐ 3 写しの送付 (準備に要する日数__日、送付に要する費用____円)	
日 時	令和__年__月__日～令和__年__月__日 :__ ~ :__ (津軽広域連合の休日及び12:00～12:45を除く。)	
場 所		

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ下記の担当へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(担当 _____)

様式第 4 号（第 1 2 条第 2 項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報不開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 2 4 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を開示しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
開示請求に係る保有個 人情報として特定した 保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示し な い 理 由	津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第 2 0 条第 1 項 第 号該当
開示することができる 期 日 及 び 範 囲	令和 年 月 日（当該保有個人情報の開示を望むとき は、記載されている期日以降に改めて請求してください。） （範囲）
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して 3 か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以 内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は 議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審 査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

（担当 ）

様式第5号（第12条第3項関係）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報に係る開示決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第25条第2項の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定による開示決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延長後の期限	令和 年 月 日
延長の理由	

（担当 ）

様式第6号（第12条第4項関係）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報に係る開示決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第26条第1項の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
上記のうち開示請求があった日から ☐ 30日以内 ☐ 60日以内 に決定通知をする部分	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報についての開示決定等の期限	令和 年 月 日

（担当 ）

様式第 7 号（第 13 条第 1 項及び第 2 項関係）
その 1

（発送番号）
年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、 に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	令和 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	（津軽広域連合議会事務局） （連絡先）
意見書の提出期限	令和 年 月 日

その2

(発送番号)
年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、 に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、次のとおり通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求の年月日	令和 年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	(津軽広域連合議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	令和 年 月 日

様式第8号（第13条第2項関係）

保有個人情報開示決定等に係る意見書

令和 年 月 日

津軽広域連合議会議長 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

令和 年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報 の内容	
開示に関しての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報開示決定に係る通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました「保有個人情報開示決定等に係る意見書」に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第27条第3項後段の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	令和 年 月 日
開示を実施する日	令和 年 月 日

教示

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

(担当)

様式第10号（第16条関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報訂正請求書

津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する保有個人情報 （請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）	開示を受けた日 令和 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付 津軽広域連合指令 () 第 号 令和 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
訂正請求の趣旨及び理由	

備考

- 1 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

様式第 1 1 号（第 1 7 条第 1 項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の訂正をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	

(担当)

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報部分訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を訂正することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 を し な い 部 分	
上記部分の訂正をしな い 理 由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

（担当 ）

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 34 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を訂正しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人 情 報 の 内 容	
保有個人情報の訂正を し な い 理 由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報に係る訂正決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 3 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報 の 内 容	
条例第 3 5 条第 1 項の規定による訂正決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	

（担当 ）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報に係る訂正決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報 の 内 容	
条例第 36 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報についての訂正決定等の期限	令和 年 月 日

（担当 ）

様

津軽広域連合議会議長 印

提供している保有個人情報に係る訂正実施通知書

（市長等）に提供している次の保有個人情報については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

（担当 ）

様式第17号（第19条第1項関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報利用停止請求書

津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年津軽広域連合条例第3号）第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有個人情報 （請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）	開示を受けた日 令和 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付 津軽広域連合指令 () 第 号 令和 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
利用停止請求の趣旨	☐ 第1号該当→利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当→提供の停止
利用停止請求の理由	

備考

- 1 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の利用停止をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	

(担当)

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報部分利用停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を利用停止することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止をしない部分	
上記部分の利用停止を しない理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 41 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を利用停止しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
保有個人情報の利用停 止をしない理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合議会を被告として（訴訟において津軽広域連合議会を代表する者は議長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

様式第 2 1 号（第 2 0 条第 3 項関係）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長

印

保有個人情報に係る利用停止決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
条例第 4 2 条第 1 項の規定による利用停止決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延長後の期限	令和 年 月 日
延長の理由	

（担当 ）

(発送番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合議会議長 印

保有個人情報に係る利用停止決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 4 3 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
条例第 4 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報についての利用停止等の決定通知の期限	令和 年 月 日

(担当)

様

津軽広域連合議会議長 印

審査会諮問通知書

令和 年 月 日付けの保有個人情報に係る開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、津軽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求の内容	
諮問年月日	令和 年 月 日

(担当)